



もっと話そう 日本国憲法



日本国憲法は世界に誇れる平和憲法として教えられましたが、何の問題もないのでしょうか？市民の皆さんと会話をする中でも景気対策や年金、子育て支援策などは話題になりますが、憲法の話は全くありません。私も口にするのを躊躇してきました。しかし福岡市議4期目を務めております現在、憲法が地方自治とも密接な関係があることを痛感しています。

憲法といえば真っ先に第9条の問題があり、その解釈をめぐる意見の隔たりがあります。現憲法は1947年施行、当時から、国内の社会情勢は価値観の多様化や情報革命など大きく変化しています。また、世界情勢も大きく変化し、紛争も広がり予断を許さない状況となってきています。このような状況下において現憲法で対応できるのか、さらに東日本大震災や能登半島地震、豪雨など大規模な自然災害に早急に救援や復興が行えるように「緊急事態宣言」を憲法の条項に盛り込んで欲しいとの要望も高まっています。

現憲法が施行されて77年、改正は一度も行われていません。一方、アメリカやヨーロッパなど諸外国は度々改正されドイツは戦後65回以上も行われています。憲法は政治家や学者ばかりではなく、私たち国民がもっと議論し時代に即した分かりやすく身近なものになるよう憲法改正の機運を高めていきたいと思っています。



ご挨拶

昨年持ち上がった自民党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件は自民党政権を揺るがすだけではなく、国民の政治に対しての信頼感を失墜させる由々しき事態となりました。自民党に所属する市議会議員としても憤りを感じると共に申し訳なく思っています。一日も早く真相を明確にして党を再構築し国民の信頼回復に努めるべきだと強く望みます。

さて、元日早々能登半島を中心起こった地震は正月を忘れるほどの衝撃を与えました。災害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げますと共に早期の復興をお祈り申し上げます。

福岡市は自然災害が少ないと言われていますが、平成17年の西方沖地震や平成15年の御笠川氾濫、昭和38年の豪雨による室見川氾濫では人命が亡くなるほどの甚大な災害が起きています。災害は何時どこで起きるかわかりません。平素からの備えが肝心です。

本市も災害に強い街づくりを取り組んでいます。令和6年度予算には今回の能登半島地震を教訓に民間や公共の建築物の耐震化の促進や防災倉庫等の整備、避難所の整備充実など一層防災の強化に努めるようにしています。

福岡市は住みやすい都市として国内外から評価されていますが、物価高騰や少子化問題などさまざまな課題が山積しています。一つ一つ丁寧に課題解決に取り組んでいきます。

市議会議員 大原 弥寿男



皆さまのご支持をいただき大原議員は4期目を務めさせていただいております。コロナ以降、後援会活動も十分にできない現状ですが、大原議員の「絆」に込めた信念と地域への思いは変わりません。

これまで通り市議会活動はもちろん、地域発展のための施策、関係者のご意見ご要望を市政に反映させるなど精力的に取り組んでいます。引き続き変わらぬご支持、ご支援を宜しくお願い致します。

後援会会長
重松 森雄



ようやく早良区に多目的広場 早良区南部運動公園(仮称)が実現に向かう

ずいぶん前から早良区に野球やサッカーなどの大会ができる広いグラウンドを設置してほしいとの要望が各種スポーツ団体からあがっていました。私は初当選以来幾度も議会で多目的広場の必要性を訴えてきましたが、財政難を理由に話が前に進みませんでした。

そこで数年前、早良区選出の自民党市議4名が結束し早良区自治連合会などからの後押しを受け担当局や執行部に何度も足を運び要望活動を行いました。昨年ようやく高島市長に要望書を手渡すことができ6年度予算に調査費が計上されました。



高島市長に要望書を手渡す地域代表

運動公園の候補地は現在の四箇田園スポーツ広場を拠点とした所になります。引き続き、地元の皆さまのご協力を仰ぎながら一日でも早く完成し利用できるようなるよう活動を続けてまいります。

地域の活動が 戻ってきました。

コロナ禍が明け、夏まつり、運動会など地域の催しが戻ってきています。顔がみえるお付き合い、改めて嬉しく思います。後援会の集まりも行いたいと考えています。



福岡市高齢者保健福祉大会に有田校区老人クラブが早良区代表で出演しました。右から3人目が大原議員。



福岡市議会議員
大原やすお事務所

地域の方々と一緒に取り組んでいます。

福岡市早良区次郎丸4丁目9-37
(サンラク次郎丸)
TEL092-863-9567
FAX092-863-9568
mail info@oohara-yasuo.jp



※絆通信印刷費用の一部は政務活動費から出させて頂いております。

大原やすおの議会報告



令和5年9月議会 一般質問

健全な森づくり施策について

近年、豪雨による災害が甚大になってきています。森林の荒廃も大きな要因です。建築資材としてはもちろん二酸化炭素の吸収によって温暖化を防止し、自然の景観によって心身の健康を維持する、水を貯え水源涵養と土砂災害の防止など森林の役割は計り知れませんが、散策やレクリエーションで訪れる快適な森林はほんの一部です。自然豊かな森林を未来に繋ぐために大原議員は森づくりについて質問を重ねています。

9月議会質問抜粋

伐って

植えて

育てる

荒廃森林を整備してCO₂対策や災害防止策を行うには伐って植えて育てるという健全なサイクルが必要。

質問 本市面積の1/3を森林が占めています。しかもその森林のほとんどは昭和30年代に植えられたスギ・ヒノキの人工林で50年以上経過し伐採適齢期を迎えています。森林は伐って、植えて、育てる、そして伐るという循環があってこそ多面的機能を発揮する健全な森林と言えます。しかしながら地域産材の利用が低迷していることなどから伐採がほとんど進んでいません。それには木材の利用促進を図ることが大事です。民間の建築物への利用促進につなげるためにも、まず学校や公民館などの公共施設に地元産材を積極的に利用していただきたい。

回答 現在、バス停のベンチ、区役所のカウンター、学校や公民館の床などに活用している。今後更に活用を進めていきたい。その一つとして建て替え予定の内野公民館については、地域の特性を踏まえ地元産材を利用して木造で建て替えて予定です。



入部出張所カウンター

花粉症は国民を悩ませる社会問題になっている。本市の森林の半分はスギ・ヒノキの人工林、そのスギ・ヒノキは伐採適齢期を迎えているが伐採は行われていない。

質問 国は、花粉症対策の大きな柱の1つ「発生源対策」について、スギ人工林を10年後に2割減少させるなど、今後の取り組みを5月に示しました。そこで、花粉発生源対策やCO₂削減対策としても、スギ等人工林の主伐にもっと積極的に取り組み、花粉発生源対策に適した樹木に植え替えるべきと考えますが、市の所見を伺います。

回答 ◎令和元年度より、市有林にてスギ・ヒノキ人工林の主伐を開始。主伐後には、クヌギ・ヤマザクラ等の広葉樹への植え替えを約3万本実施。
◎国は年内に、花粉発生源対策の具体的な施策を策定予定。花粉発生源対策としてのスギ等人工林の更なる伐採について検討する。

要望 花粉症は、未だに多くの国民を悩ませ続けている。今後、国の具体的方針も打ち出されるとのことですので、しっかりと取り組んでいただくよう要望しておく。



福岡市の面積の1/3は森林、

6年度予算に花粉発生源対策関連事業2億4158万円が計上されました

内野公民館 木造での建て替えを要望

質問 公民館は、平成5年度から順次150坪化が進められているが未だに着手されていないのは内野公民館だけだ。地元の皆さんは、一刻も早い着手を強く望まれている。内野校区の山林はよく手入れされており伐採適齢期を迎えたところ。2年前に林業の活性化を目的とした、基幹林道が開通し、林業の復興に期待が高まっている。最近建て替えが行われている公民館はふんだんに木材が使用され温かみのある公民館となっている。これも地域のコミュニティづくりにはぬくもりや親しみやすさなど木の持つ特性効果が理解されつつあるからではないかと考えられる。内野公民館は、地元の風土や環境にふさわしい木造で、地元産材を利用していただきたいとの地域からの強い要望があがっている。公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設であり、地元のシンボルとなる重要な建造物である。そこで、内野公民館の速やかな着手とともに強く木造化を要望する。



イメージ

回答 内野公民館については、地域の特性も踏まえ、木材利用を含めた150坪化に早期に着手できるよう検討を進める。

令和5年12月議会で内野公民館建て替え設計予算が可決されました。令和8年完成予定です。地元のみなさんの喜びと期待が高まっています。

働き手不足の課題解決への取り組み

外国人労働者受け入れ先進都市

—韓国 安山市 視察—



急激に少子化が進み生産年齢人口減少、働き手の不足が深刻さを増しています。海外からの労働力に頼らざるを得なくなり福岡市も外国人労働者が増えました。国は「技能実習制度」や「特定技能制度」を導入していますが、悪質な処遇が相次ぎ胸が痛みます。韓国では2004年に「雇用許可制」を導入、外国人施策を重点的に行っています。そこで背景や経緯、外国人施策について今後の取り組みの参考にすべく安山市を視察しました。



外国人住民支援本部での視察の様子

【視察後の概要】

- ①韓国の雇用許可制は運営主体が民間ではなく公的機関が担っている。
- ②外国人労働者が多いので就労先と居住先を国策的に集約。外国人が増加、地元住民の間に葛藤あるも、行政が鎮めるために注力。地元住民と行政が協力、受け入れ環境づくりが始まり「外国人入居条例」制定、外国人のための施策を積極的に実施していくべきことが規定されている。
- ③外国人労働者に対して賃金、社会保険・労働保険の差がなく、外国人の生活や労働に対する満足度が高い。「帰国保険」や「補償保険」など外国人特有の保険制度が設けられ、国や自治体に相談窓口があり、無料で相談、解決を後押しする体制が取られている。雇用許可制度において、入国許可のためには高い韓国語の能力が求められるが、韓国語学習環境が整うよう韓国も相手国を支援している。

視察を通して得られた多文化共生の取り組みと雇用許可制の仕組みを参考に、本市が外国人の就労環境や生活環境の改善にしっかりと取り組むことを求めています。